

主眼事項及び着眼点（指定共同生活介護）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第1 基本方針</p>	<p>(1) 指定共同生活介護事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定共同生活介護を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定共同生活介護を提供しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活介護事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定共同生活介護の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定共同生活介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定共同生活介護の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行っているか。</p>	<p>法第43条</p> <p>平18厚令171第3条第1項</p> <p>平18厚令171第3条第2項</p> <p>平18厚令171第3条第3項</p> <p>平18厚令171第137条</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 指定共同生活介護事業所の従業者の員数</p> <p>(1) 世話人</p> <p>(2) 生活支援員</p>	<p>指定共同生活介護事業所に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</p> <p>指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。</p> <p>指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算法で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上となっているか。</p> <p>① 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号）（区分省令）第2条第3号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数</p> <p>② 区分省令第2条第4号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数</p> <p>③ 区分省令第2条第5号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数</p>	<p>法第43条第1項</p> <p>平18厚令171第138条第1項</p> <p>平18厚令171第138条第1項第1号</p> <p>平18厚令171第138条第1項第2号</p> <p>平18厚令40第2条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(3) サービス管理責任者	<p>④ 区分省令第2条第6号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数</p> <p>指定共同生活介護事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。</p> <p>① 利用者の数が30以下 1以上</p> <p>② 利用者の数が31以上 1に利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>(経過措置)</p> <p>① 平成21年3月31日までの間、指定共同生活介護事業所における共同生活住居の入居定員の合計が9人以下の場合は、サービス管理責任者を置かないことができる。</p> <p>② ①の場合において、指定共同生活介護事業所の管理者は第4の23に規定する業務のほか、第4の16に規定する業務並びに第4の17各号に掲げる業務を行う。</p>	<p>平18厚令171第138条第1項第3号</p> <p>平18厚令171附則第17条第1項</p> <p>平18厚令171附則第17条第2項</p>
(4) 利用者数の算定	<p>(1)から(3)の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。</p>	<p>平18厚令171第138条第2項</p>
(5) 職務の専従	<p>(1)から(3)に規定する指定共同生活介護の従業者は、専ら当該指定共同生活介護事業所の職務に従事する者となっているか。(ただし利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</p>	<p>平18厚令171第138条第3項</p>
(6) 管理者	<p>① 指定共同生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。(指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p> <p>② 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。</p>	<p>平18厚令171第139条第1項</p> <p>平18厚令171第139条第2項</p>
第3 設備に関する基準 設備	<p>① 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設(入所施設)又は病院の敷地外にあるようになっているか。</p>	<p>法第43条第2項</p> <p>平18厚令171第140条第1項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>② 指定共同生活介護事業所は1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上となっているか。</p> <p>③ 共同生活住居は、その入居定員は2人以上10人以下となっているか。 ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員は2人以上20人（都道府県知事が特に必要があると認めるときは30人）以下となっているか。</p> <p>④ 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。</p> <p>⑤ ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。</p> <p>⑥ ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けているか。その基準は次のとおりとなっているか。 ア 1の居室の定員は、1人とすること。 （ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。） イ 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</p> <p>（経過措置） （1）平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日（施行日）において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う指定共同生活援助事業者は、第3の①の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業を行うことができる。</p> <p>（2）指定共同生活援助事業者は、施行日において現に存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活介護の事業を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第3の⑤及び⑥の規定にかかわらず、平成18年厚生労働省令第58号（旧指定基準）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。</p>	<p>平18厚令171 第140条第2項</p> <p>平18厚令171 第140条第3項</p> <p>平18厚令171 第140条第4項</p> <p>平18厚令171 第140条第5項</p> <p>平18厚令171 第140条第6項</p> <p>平18厚令171 第140条第6項 第1号</p> <p>平18厚令171 第140条第6項 第2号</p> <p>平18厚令171 附則第12条</p> <p>平18厚令171 附則第18条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続きの説明及び同意</p> <p>2 提供拒否の禁止</p> <p>3 連絡調整に対する協力</p> <p>4 受給資格の確認</p> <p>5 介護給付費の支給の申請に係る援助</p>	<p>(3) 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活介護の事業について、第3の規定を適用する場合においては、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、第3の⑤中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とし、第3の⑥のイの規定は、当分の間、適用しない。</p> <p>(1) 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者が指定共同生活介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定共同生活介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定共同生活介護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>指定共同生活介護事業者は、正当な理由がなく、指定共同生活介護の提供を拒んでいないか。</p> <p>指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p> <p>指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</p> <p>(1) 指定共同生活介護事業者は、共同生活介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>平18厚令171附則第19条</p> <p>法第43条第2項 平18厚令171第154条準用（第9条第1項）</p> <p>平18厚令171第154条準用（第9条第2項）</p> <p>平18厚令171第154条準用（第11条） 平18厚令171第154条準用（第12条）</p> <p>平18厚令171第154条準用（第14条）</p> <p>平18厚令171第154条準用（第15条第1項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
6 心身の状況等の把握	<p>(2) 指定共同生活介護事業者は、共同生活介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p> <p>指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用 (第 15 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用 (第 16 条)</p>
7 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用 (第 17 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用 (第 17 条 第 2 項)</p>
8 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、当該指定共同生活介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定共同生活介護の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活介護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定共同生活介護を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用 (第 19 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用 (第 19 条 第 2 項)</p>
9 入退居	<p>(1) 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供されているか。</p> <p>(2) 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。</p> <p>(3) 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。</p> <p>(4) 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 141 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 141 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 141 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 141 条 第 4 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
10 入退居の記録の記載等	<p>(1) 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項)を利用者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 142 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 142 条第 2 項</p>
11 指定共同生活介護事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定共同生活介護事業者が、指定共同生活介護を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用 (第 20 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用 (第 20 条 第 2 項)</p>
12 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定共同生活介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。</p> <p>① 食材料費 ② 家賃 ③ 光熱水費 ④ 日用品費 ⑤ ①から④のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>平 18 厚令 171 第 143 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 143 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 143 条第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
13 利用者負担額に係る管理	<p>(4) 指定共同生活介護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 143 条第 4 項
	<p>(5) 指定共同生活介護事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p> <p>指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 143 条第 5 項 平 18 厚令 171 第 144 条
14 介護給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定共同生活介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費の額を通知しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 154 条 準用 (第 23 条第 1 項)
	<p>(2) 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 154 条 準用 (第 23 条第 2 項)
15 指定共同生活介護の取扱方針	<p>(1) 指定共同生活介護事業者は、共同生活介護計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 145 条第 1 項
	<p>(2) 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 145 条第 2 項
	<p>(3) 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 145 条第 3 項

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
16 共同生活介護計画の作成等	<p>(1) 指定共同生活介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定共同生活介護に係る個別支援計画（共同生活介護計画）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) サービス管理責任者は、共同生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活介護の目標及びその達成時期、指定共同生活介護を提供する上での留意事項等を記載した共同生活介護計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定共同生活介護事業所が提供する指定共同生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて共同生活介護計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p>(5) サービス管理責任者は、共同生活介護計画の作成に係る会議を開催し、共同生活介護計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>(6) サービス管理責任者は、共同生活介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>(7) サービス管理責任者は、共同生活介護計画を作成した際には、当該共同生活介護計画を利用者に交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 58 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 58 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 58 条 第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 58 条 第 4 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 58 条 第 5 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 58 条 第 6 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 58 条 第 7 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
17 サービス管理 責任者の責務	<p>(8) サービス管理責任者は、共同生活介護計画の作成後、共同生活介護計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、共同生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活介護計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(10) 共同生活介護計画に変更のあった場合、(2) から (7) に準じて取り扱っているか。</p> <p>サービス管理責任者は、共同生活介護計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ② 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 ③ 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。 ④ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 58 条 第 8 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 58 条 第 9 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 58 条 第 10 項） 平 18 厚令 171 第 146 条</p>
18 相談及び援助	<p>指定共同生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 60 条）</p>
19 介護及び家事等	<p>(1) 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 147 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 147 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
20 社会生活上の 便宜の供与等	<p>(3) 指定共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせていないか。</p> <p>(1) 指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。</p> <p>(2) 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。</p> <p>(3) 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 147 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 148 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 148 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 148 条第 3 項</p>
21 緊急時等の 対応	<p>従業者は、現に指定共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 28 条）</p>
22 支給決定障害 者に関する市町 村への通知	<p>指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 88 条）</p>
23 管理者の責務	<p>(1) 指定共同生活介護事業所の管理者は、当該指定共同生活介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定共同生活介護事業所の管理者は、当該共同生活介護事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第 8 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 66 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 66 条 第 2 項）</p>
24 運営規程	<p>指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 入居定員</p> <p>④ 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p>	<p>平 18 厚令 171 第 149 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
25 勤務体制の確保等	<p>⑤ 入居に当たっての留意事項 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 非常災害対策 ⑧ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ その他運営に関する重要事項</p> <p>(1) 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供できるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) (1) の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しているか。</p> <p>(3) 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業員によって指定共同生活介護を提供しているか。 (ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。)</p> <p>(4) 指定共同生活介護事業者は、(3) ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p> <p>(5) 指定共同生活介護事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 150 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 150 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 150 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 150 条第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 150 条第 5 項</p>
26 支援体制の確保	<p>指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 151 条</p>
27 定員の遵守	<p>指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。 (ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 152 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
28 非常災害対策	<p>(1) 指定共同生活介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 70 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 70 条 第 2 項）</p>
29 衛生管理等	<p>(1) 指定共同生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 106 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 106 条 第 2 項）</p>
30 協力医療機関等	<p>(1) 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。</p> <p>(2) 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 153 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 153 条 第 2 項</p>
31 掲示	<p>指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 92 条）</p>
32 秘密保持等	<p>(1) 指定共同生活介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定共同生活介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定共同生活介護事業者は、他の指定共同生活介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 36 条 第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 36 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 36 条 第 3 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
33 情報の提供等	<p>(1) 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定共同生活介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定共同生活介護事業者は、当該指定共同生活介護事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用 (第 37 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用 (第 37 条第 2 項)</p>
34 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定共同生活介護事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定共同生活介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定共同生活介護事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用 (第 38 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用 (第 38 条第 2 項)</p>
35 苦情解決	<p>(1) 指定共同生活介護事業者は、その提供した指定共同生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定共同生活介護事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定共同生活介護事業者は、その提供した指定共同生活介護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用 (第 39 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用 (第 39 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用 (第 39 条第 3 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
36 事故発生時の 対応	<p>(4) 指定共同生活介護事業者は、その提供した指定共同生活介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定共同生活介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 39 条第 4 項）</p>
	<p>(5) 指定共同生活介護事業者は、その提供した指定共同生活介護に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 39 条第 5 項）</p>
	<p>(6) 指定共同生活介護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3) から (5) までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 39 条第 6 項）</p>
	<p>(7) 指定共同生活介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 39 条 第 7 項）</p>
	<p>(1) 指定共同生活介護事業者は、利用者に対する指定共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 40 条 第 1 項）</p>
	<p>(2) 指定共同生活介護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 40 条 第 2 項）</p>
	<p>(3) 指定共同生活介護事業者は、利用者に対する指定共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 40 条 第 3 項）</p>
37 会計の区分	<p>指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定共同生活介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 41 条）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
38 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定共同生活介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 73 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 73 条第 2 項）</p>
39 地域との連携等	<p>指定共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 74 条）</p>
40 記録の整備	<p>(1) 指定共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定共同生活介護事業者は、利用者に対する指定共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定共同生活介護を提供した日から 5 年間保存しているか。</p> <p>① 共同生活介護計画</p> <p>② サービスの提供の記録</p> <p>③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 身体拘束等の記録</p> <p>⑤ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(経過措置)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 75 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 154 条 準用（第 75 条第 2 項）</p>
<p>1 地域移行型ホーム</p> <p>(1) 地域移行型ホーム</p>	<p>① 次のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めた場合においては、法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、第 3 の①の規定にかかわらず、入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業を行うことができる。</p> <p>ア 当該都道府県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域における指定共同生活介護の量が事業を開始する時点において、都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県又は当該区域の指定共同生活介護の必要な量に満たない都道府県又は区域において事業を行うものであるか。</p> <p>イ 当該入所施設の入所定員又は病院の精神病床の減少を伴うものであるか。</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 7 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 7 条第 1 項第 1 号 平 17 法 123 第 89 条第 1 項、第 2 項第 1 号</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 7 条第 1 項第 2 号</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>(2) 指定共同生活介護の提供期間</p> <p>(3) 指定共同生活介護の取扱方針</p> <p>(4) 共同生活介護計画の作成等</p> <p>(5) 協議の場の設置</p>	<p>(ただし、法附則第 48 条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた精神障害者生活訓練施設、法附則第 58 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は精神障害者福祉ホームを共同生活住居とする場合においてはこの限りでない。)</p> <p>② 法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日において現に①の規定により指定共同生活介護の事業を行っている者については、第 3 の①の規定にかかわらず、当該共同生活介護の事業等を行う事業所において指定共同生活介護の事業を行う場合に限り、同号に掲げる規定の施行の日以降においても指定共同生活介護の事業を行うことができる。</p> <p>③ ①の規定により指定共同生活介護の事業を行う事業所（地域移行型ホーム）における指定共同生活介護の事業について第 3 の②から⑥までの規定を適用する場合においては、②中「4 人以上」とあるのは「4 人以上 30 人以下」とする。</p> <p>地域移行型ホーム事業者は、利用者に対し、指定共同生活介護を提供する場合、原則として 2 年以内とされているか。</p> <p>地域移行型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の指定共同生活介護事業所（住宅等）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から（2）に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行っているか。</p> <p>地域移行型ホームにおける指定共同生活介護の事業について第 4 の 16 の規定を適用する場合には同（2）中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から（経過措置）1 の（2）に定める期間内に（経過措置）1 の（3）に規定する住宅等に移行すること」と、同（4）中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」としているか。</p> <p>地域移行型ホーム事業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（地域移行推進協議会）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 7 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 7 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 8 条</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 9 条</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 10 条</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 11 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>2 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所</p> <p>(1) 従業者の員数に関する特例</p> <p>(2) 運営に関する特例</p>	<p>指定共同生活援助事業者は、指定障害福祉サービス基準の施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業者のうち、次のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めたものにおいて、指定共同生活介護の事業を行う場合に限り、平成21年3月31日までの間、当該事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所）には、第2の1の(2)に掲げる生活支援員及び同(3)に掲げるサービス管理責任者を置かないことができる。</p> <p>① 指定障害福祉サービス基準の施行日において現に居宅介護の支給決定を受けている利用者が、同日以降も引き続き入居していること</p> <p>② 生活支援員を置くことが困難であること</p> <p>① 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における指定共同生活介護の事業については、第4の16及び第4の19の(3)の規定は適用しない。</p> <p>② 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の管理者は、第4の23に掲げる業務の他第4の17各号に掲げる業務を行うものとする。</p>	<p>平18厚令171附則第13条</p> <p>平18厚令171附則第14条第1項</p> <p>平18厚令171附則第14条第2項</p>
<p>3 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所等における特例</p>	<p>経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所のうち指定共同生活介護の事業等を一体的に行うもの及び経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活介護の事業については、指定障害福祉サービス基準の第16章の規定を準用する。</p>	<p>平18厚令171附則第16条</p>
<p>第5 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例</p> <p>1 従業者の員数に関する特例</p> <p>(1) 世話人</p>	<p>指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（指定共同生活介護の事業等）を一体的に行う指定共同生活介護事業所（一体型指定共同生活介護事業所）及び指定共同生活援助事業所（一体型指定共同生活援助事業所）に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、第2の1の(1)及び同(3)にかかわらず、次のとおりとなっているか。</p> <p>当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計を6で除した数以上</p>	<p>平18厚令171第217条</p> <p>平18厚令171第217条第1号</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(2) サービス管理責任者	<p>当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、①又は②に掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数</p> <p>① 利用者の数の合計が 30 以下 1 以上</p> <p>② 利用者の数の合計が 31 以上 1 に、利用者の数の合計が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p>	平 18 厚令 171 第 217 条第 2 号
2 設備及び定員の遵守に関する特例	<p>一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第 3 及び第 4 の 27 の規定を適用しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 218 条
第 6 変更の届出等	<p>指定共同生活介護事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者自立支援法施行規則第 34 条の 23 にいう事項に変更があったとき、又は当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	法第 46 条第 1 項施行規則第 34 条の 23
第 7 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い		法第 29 条第 3 項
1 基本事項	<p>(1) 指定共同生活介護に要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 9 により算定する単位数に、平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(ただし、その額が現に当該指定共同生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定共同生活介護事業に要した費用の額となっているか。)</p>	平 18 厚告 523 の一 平 18 厚告 539
	<p>(2) (1) の規定により、指定共同生活介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	法第 29 条第 3 項
2 共同生活介護サービス費	<p>(1) 共同生活介護サービス費及び経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費については、区分 2 以上に該当する知的障害者又は精神障害者に対して指定共同生活介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 9 の 1 の注 1

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(2) 共同生活介護サービス費については、指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(ただし、平成21年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活介護を行った場合にあっては、障害程度区分にかかわらず、共同生活介護サービス費(5)に掲げる単位数を算定しているか。)</p> <p>(3) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費については、経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所において指定共同生活介護を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 共同生活介護サービス費の算定に当たっては次の①から④までのいずれかに該当する場合に、経過的居宅介護利用型指定共同生活介護サービス費の算定に当たっては次の①、③又は④のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>① 従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の五の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合</p> <p>② 指定共同生活介護の提供に当たって、共同生活介護計画が作成されていない場合 100分の95</p> <p>③ 共同生活住居の入居定員が8人以上である場合 100分の95</p> <p>④ 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の93</p> <p>(5) 利用者が共同生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間(共同生活介護サービス(5)を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の規定の適用を受ける利用者に限る。))又は経過的居宅介護利用型指定共同生活介護サービス費を受けている間における、居宅介護及び重度訪問介護を除く。)又は旧法施設支援を受けている間に、共同生活介護サービス費を算定していないか。</p>	<p>平18厚告523 別表第9の1の注2</p> <p>平18厚告523 別表第9の1の注3</p> <p>平18厚告523 別表第9の1の注4</p> <p>平18厚告523 別表第9の1の注4の(1) 平18厚告550の五</p> <p>平18厚告523 別表第9の1の注4の(2)</p> <p>平18厚告523 別表第9の1の注4の(3)</p> <p>平18厚告523 別表第9の1の注4の(4)</p> <p>平18厚告523 別表第9の1の注5</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
3 夜間支援体制加算	利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制（夜間支援体制）を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活介護事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く）において、指定共同生活介護を行った場合に、夜間支援対象利用者の数及び障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 9 の 2 の注
4 重度障害者支援加算	指定重度障害者等包括支援の主眼事項中第 6 の 2 の（1）に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者（指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 の適用を受ける利用者を除く。）の数が 2 以上である指定共同生活介護事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く）において、第 2 の 1 の（2）に規定する生活支援員の員数に加えて生活支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 9 の 3 の注
5 日中介護等支援加算	指定共同生活介護事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。）が、区分 4 以上に該当し、かつ、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援又は通所による旧法施設支援に係る支給決定を受けている利用者（指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 の適用を受ける利用者を除く。）が心身の状況等により当該支給決定を受けている障害福祉サービスを利用することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日が 1 月につき 2 日を超える場合に、当該 2 日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 9 の 4 の注
6 自立生活支援加算	次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所が、居宅における単身等での生活（単身生活等）が可能であると見込まれる利用者に対して、市町村の承認を受けた共同生活介護計画に基づき、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合に、当該共同生活介護計画の対象となる期間のうち 180 日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 (1) 共同生活介護計画の対象となる期間の初日が属する年度の前年度及び前々年度において、指定共同生活介護事業所を退去し、単身生活等へ移行した利用者（単身生活等移行者）の数が、当該指定共同生活介護事業所の利用定員の数の 100 分の 50 以上であること。	平 18 厚告 523 別表第 9 の 5 の注 平 18 厚告 523 別表第 9 の 5 の注の(1)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
7 入院時支援特別加算	<p>(2) 単身生活等移行者のうち、単身生活等を6月以上継続した者又は継続している者の数が、単身生活等移行者の数の100分の50以上であること。</p> <p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所への入院を要した場合に、第2の1の規定により指定共同生活介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第9の5の注の(2)</p> <p>平18厚告523別表第9の6の注</p>
7の2 長期入院等支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（指定共同生活介護事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、第2の1の規定により指定共同生活介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月を超えて算定していないか。</p> <p>また、入院の最終日及び7の入院時支援特別加算が算定される月に算定していないか。</p>	<p>平18厚令523別表第9の6の2の注</p>
8 帰宅時支援加算	<p>利用者が共同生活介護計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第9の7の注</p>
8の2 長期帰宅時支援加算	<p>利用者が共同生活介護計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月を超えて算定していないか。</p> <p>また、8の帰宅時支援加算が算定される月に算定していないか。</p>	<p>平18厚令523別表第9の7の2の注</p>
9 小規模事業加算	<p>旧指定共同生活援助事業所（旧指定基準第107条に規定する指定共同生活援助事業所）であつて、平成18年9月30日において現に存するものにおいて引き続き行う指定共同生活介護の事業に係る指定共同生活介護事業所の入居定</p>	<p>平18厚告523別表第9の8の注</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
10 小規模事業夜間支援体制加算	<p>員（当該指定共同生活介護事業所が複数の共同生活住居を有する場合であって、専任の世話人が置かれている共同生活住居については、当該共同生活住居の入居定員とする。）が4人又は5人であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>旧指定共同生活援助事業所（平成18年4月1日において現に夜間支援体制を確保しているもの又は平成18年4月1日以降に開始された旧指定共同生活援助の事業を行うものであって、当該事業を開始した日以降引き続き夜間支援体制を確保しているものに限る。）において引き続き行う指定共同生活介護の事業に係る指定共同生活介護事業所（経過居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。）であって、3の夜間支援体制加算を算定されるもののうち、夜間支援対象利用者が10人未満であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚告523 別表第9の9の注